

沼田市自動証明写真機設置業者募集要項

令和 7 年 6 月

沼田市

沼田市（以下、「本市」という。）では、沼田市役所において自動証明写真機を設置することにより、サービスの向上と歳入確保を図ります。本募集要項は、その設置・運営する事業者を選定するため、必要な条件等について定めるものです。

1 応募資格要件

本募集に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法第199条の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法第174条の規定による再生計画の認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間に国、県、市町村において自動証明写真機の設置及び管理の実績があること。

2 対象施設及び設置場所

(1) 対象施設

沼田市下之町駐車場（立体駐車場）（沼田市下之町 1018 番地）

(2) 設置場所

別紙のとおり（内法寸法：1,400×1,100 程度）

3 本事業の内容

- (1) 2に記す場所に、本市との契約に基づき、下記①から⑤までの条件を満たす自動証明写真機1台を設置し、適正に維持・管理・運営すること。また、⑥を満たす自動証明写真機を可能な限り設置すること。

- ① マイナンバー制度の個人番号カードの発行申請機能（以下「個人番号カード発行申請機能」という。）付の自動証明写真機
 - ② 24 時間年中無休の対応体制
 - ③ 廃液・臭気等を伴わないデジタル方式
 - ④ 1,000 円札、500 円硬貨、100 円硬貨の利用
 - ⑤ 証明写真画像のデータのダウンロードが可能な機種
 - ⑥ バリアフリー仕様の機種
- （２）契約期間の満了時、契約期間中に自動証明写真機の撤去が必要となったときに、又は契約が破棄されたときは、速やかに自動写真証明機を撤去し、現況回復すること。

4 契約上の条件等

（１）貸付契約の内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付とする。

契約は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 601 条の規定に基づく賃貸借契約とし、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定の適用はないものとする。

（２）貸付期間

稼働日から令和 10 年 7 月 31 日とする。

（３）貸付料等

① 貸付料

事業者が提案する最低価格と売上に応じた納入金額（売上げの 25%以上とする。）の高い価格をもって月額貸付料とする。貸付料は、毎月精算し、本市へ報告すること。1 月未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める貸付料月額に基づき、日割計算により算定した額とする。

また、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入するものとし、納付した貸付料は返還しない。

② その他の費用

ア 貸付場所に係る電気料については、貸付料とは別に設置者が負担するものとし、使用電気料を計測するための子メーターについて、市と協議のうえ、設置者の負担で自ら設置するものとする。なお、電気料金の計算方法は次のとおりとする。

基本料金を含む施設全体の
電気料金



自動証明写真機の電気使用量
施設全体の電気使用量

イ 電気料は、市が発行する納入通知書により、指定期日までに納付するものとする。

ウ 貸付期間終了後、原状復旧にかかる費用は、設置者の負担とする。

③ 貸付上の制限

事業者は、下記の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動証明写真機以外の用途に供しないこと

イ 自動写真機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと

ウ 自動証明写真機の維持管理は、事業者の責任で行い、消耗品の補充等を含めて常に良好な状態で利用できるようにすること

エ 自動証明写真機の設置にあたっては、転倒防止など安全に十分注意を払うこと

オ 自動証明写真機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については事業者の責任において丁寧に対するとともに、自動証明写真機本体に故障時の連絡先を明記すること。

④ 契約の解除

本市は、施設の利用上、自動証明写真機の移動や撤去が必要になった場合は、設置場所の変更や契約解除を求め、事業者は求めに応じるものとする。この場合においては、設置場所の変更や契約解除に関する異議申し立てをしないものとする。

⑤ 原状回復

事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復すること。

⑥ 個人情報の安全管理

事業者は、個人番号カード発行申請利用者の個人情報の安全管理を事業者の責任において行うものとする。また、個人情報の安全管理について市は一切責任を負わないものとする。

5 業者選定方法

- (1) 参加者は、6に記す企画提案書を作成の上、令和7年6月30日から令和7年7月7日までに2部（正本1部、副本1部）を事務局に提出する。なお、受付時間は、土・日曜日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

- (2) 事務局は、企画提案書の内容について、別に定める採点基準に則り審査する。なお、2者以上の点数が同点だった場合、最高点の提案をした者による「くじ」により事業者を決定する。なお、1者の場合であっても本仕様書の内容を充足する提案であれば有効提案とする。
- (3) 選考結果は、各社に文書で通知するものとする。
- (4) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 審査結果は、本市のホームページで公表する。
- (6) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- (7) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調に終わったときは、次点の事業者と交渉し、契約を締結する。
- (8) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から3年間は、市が他の施設で自動証明写真機設置事業を行う際の参加資格を失うものとする。また、違約金として提案最低価格の3ヶ月分を支払うものとする。

6 企画提案書

企画提案書は、別に定める様式に必要な事項を記入のうえ、関係資料を添付し、A4版ファイルに綴じることとする。

- (1) 総括表
- (2) 設置する自動証明写真機の仕様・カタログ等（寸法がわかるもの）
- (3) 関係書類（※本市の入札参加資格を有している場合には提出不要）
 - ① 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ② 商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ③ 納税証明書
 - ④ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

7 日程

手続内容	年月日
募集要項の公表	令和7年6月18日
質問の受付	令和7年6月18日～令和7年6月24日
質問の回答	令和7年6月27日までに行う
企画提案書の受付	令和7年6月30日～令和7年7月6日
審査	令和7年7月中旬（予定）

結果通知・契約	令和7年7月中旬～8月上旬（予定）
準備工事等	令和7年8月上旬～中旬（予定）
履行期間	稼働日～令和10年7月31日

8 質問の方法

令和7年6月24日までに任意様式によりメールで事務局へ提出する。なお、各社の質問は1回限りとし、質問の回答は9に記す市ホームページに掲載する。

9 事務局

沼田市総務部資産活用課財産管理係

担当：萩原

〒378-8501 群馬県沼田市下之町 888 番地

電話：0278-23-2111（内線 4044）

F A X：0278-24-5179

E－m a i l：kanzai@city.numata.gunma.jp

H P：https://www.city.numata.gunma.jp/jigyosha/
nyusatsu/koukoku/1012182.html

10 採点基準

（1）価格点 配点80点

① 最低価格

40点×（当該提案見積価格／最高提案見積金額）

② 売上げに応じた手数料の割合

40点×（当該提案率／最高提案率）

（2）実績等 配点20点

① 実績 4点

過去5年間に国、県、市区町村において自動証明写真機の設置及び管理の実績に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。

実績	配点
10件以上	4
7～9件	3

4 ～ 6 件	2
2 ～ 3 件	1
1 件	0

③ 巡回点検・消耗品補充等の頻度 3 点

点検等の頻度	配点
1 回／週以上	3
1 回／週未満～2 回／月以上	2
2 回／月未満～1 回／月未満	1
1 回／月未満	0

④ 自動証明写真機の性能 9 点

内容	配点
バリアフリー	5
P S E マーク取得	1
タッチパネル式	1
L E D 採用	1
その他独自提案	1

④ 日本語以外の言語への対応 4 点

日本語以外の言語に対応する言語	配点
4 か国以上	4
3 か国	3
2 か国	2
1 か国	1